

■ 2-2 小田原城跡の概要

◆ 2-2- (1) 小田原城の歴史

① 概要

小田原城が存在した期間は、室町時代中期の15世紀中頃から幕末の19世紀後半期までの約400年間である。

その創始は駿河国駿東郡から相模国足柄地方に進出した大森氏による。ついで16世紀初頭に、伊豆韮山から伊勢宗瑞(北条早雲)が小田原城を攻略、大森氏を追い新たに築いた小田原城を拠点とした。以後およそ1世紀、北条五代は戦国大名として関東一円に勢威を及ぼし、居城と城下町もそれに相応しい拡充、整備がなされた。戦国末期に至り、天下統一を目指す豊臣秀吉と対立し、天正18年(1590)の「小田原合戦」の籠城戦に及んだ北条氏は、城と城下町を防備する周囲約9kmの堀・土塁からなる「総構」を廻らし、中世最大規模の城郭を構築した。その城郭都市的

構造は、今日の小田原市中核部の都市基盤として引き継がれている。

「小田原合戦」の後、大久保忠世・忠隣が城主となる中で江戸時代を迎え、第1次番城時代、阿部正次、第2次番城時代、稲葉正勝、第2次番城時代、稲葉正則、貞享3年(1686)に再び大久保氏が城主となり幕末、大政奉還を経て廃藩置県を迎える(下重2018、小田原城総合管理事務所2018)。

江戸時代には、小田原は徳川幕府の本拠地である江戸の上方に対する防御の要とするため城の近世化が進み、本丸・二の丸・三の丸の部分が石垣や城壁を持つ近世城郭に改修され、関東でも数少ない石垣を有する堅城として生まれ変わるようになった(他は関東では、江戸城と、現在の茨城県笠間市の笠間城のみ)。

表 2-2 小田原攻め後の小田原城主・小田原藩主(下重 2018 を改変)

	名字	実名	官名	就任(開始)	退任(終了)	備考
1	大久保	忠世		天正18年(1590)8月	文禄3年(1594)9月15日	
2	大久保	忠隣	治部少輔相模守	文禄3年(1594)9月15日	慶長19年(1614)正月19日	
第1次番城時代				慶長19年(1614)	元和5年(1619)	
3	阿部	正次	備中守	元和5年(1619)閏12月	元和9年(1623)4月18日	
第2次番城時代				元和9年(1623)	寛永9年(1632)	
4	稲葉	正勝	丹後守	寛永9年(1632)11月23日	寛永11年(1634)正月25日	
5	稲葉	正則	美濃守	寛永11年(1634)2月3日	天和3年(1683)閏5月27日	
6	稲葉	正通	丹後守	天和3年(1683)閏5月27日	貞享2年(1685)12月11日	
7	大久保	忠朝	出羽守加賀守	貞享3年(1686)正月21日	元禄11年(1698)10月16日	養子相続
8	大久保	忠増	安芸守隠岐守加賀守	元禄11年(1698)10月16日	正徳3年(1713)7月25日	
9	大久保	忠方	大蔵少輔加賀守	正徳3年(1713)9月12日	享保17年(1732)10月3日	
10	大久保	忠興	出羽守大蔵少輔	享保17年(1732)11月19日	宝暦13年(1763)9月10日	
11	大久保	忠由	大蔵少輔安芸守加賀守	宝暦13年(1763)9月10日	明和6年(1769)10月8日	
12	大久保	忠顕	加賀守	明和6年(1769)11月24日	寛政8年(1796)正月18日	
13	大久保	忠真	出羽守安芸守加賀守	寛政8年(1796)正月18日	天保8年(1837)3月9日	
14	大久保	忠愨	加賀守	天保8年(1837)5月6日	安政6年(1859)11月30日	
15	大久保	忠礼	加賀守	安政6年(1859)12月27日	明治元年(1868)9月27日	養子相続
16	大久保	忠良	相模守	明治元年(1868)10月2日	明治4年(1871)7月14日	養子相続

その後の小田原城は、度重なる震災等に見舞われ、崩壊と修復を繰り返して幕末を迎えた。

明治3年(1870)には、最後の藩主で版籍奉還後の小田原藩知事、大久保忠良が明治新政府へ小田原城の廃城を願い出た。民生掛みんせいがかかりは出願を許可し、天守と4つの櫓が解体及び撤去費込みの900両で払い下げられた。天守の解体は翌年春までに行われたようで、解体途中の写真が、横浜で発行された英字新聞“THE FAR EAST”に掲載された(小田原城天守閣 2017)。

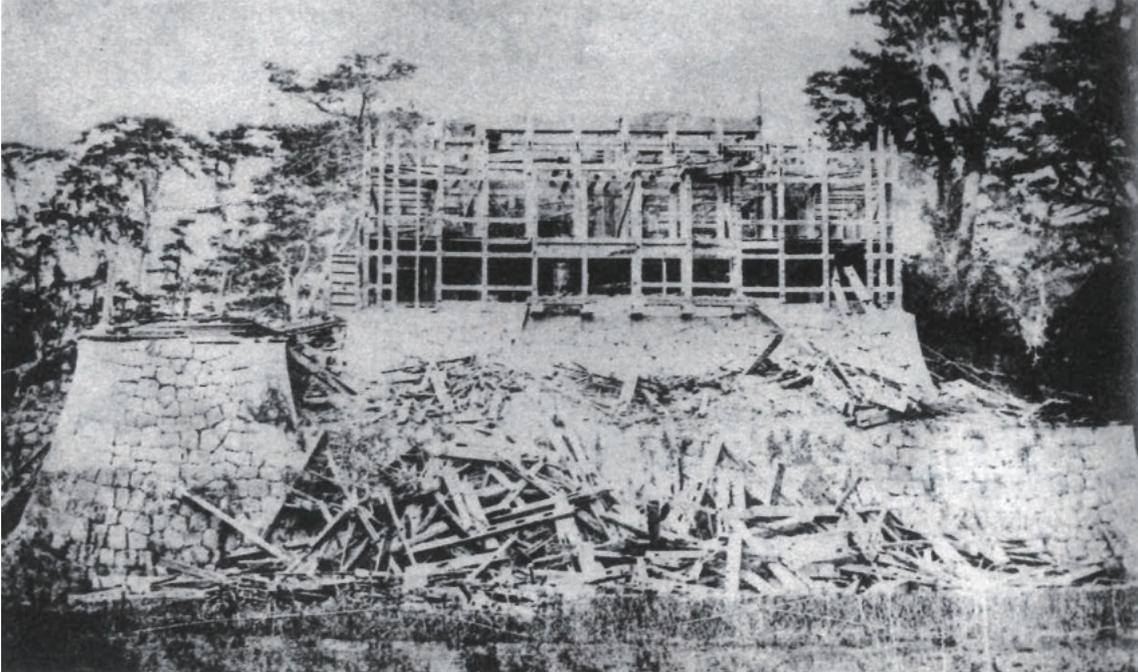


写真 2-1 明治3年(1870)頃解体中の小田原城天守 (“THE FAR EAST” 掲載)

概観すると、21世紀の現在まで、500年を超える歴史の中で、小田原城は以下のような変遷をたどる。

- Ⅰ期 大森時代 (1456年頃～15世紀末・16世紀初頭)
- Ⅱ期 北条時代 (15世紀末・16世紀初頭～1590年)
- Ⅲ期 前期大久保時代 (1590年～1614年)
- Ⅳ期 第1次番城時代 (1614年～1619年)
- Ⅴ期 阿部時代 (1619年～1623年)
- Ⅵ期 第2次番城時代 (1623年～1632年)
- Ⅶ期 稲葉時代 (1632年～1685年)
- Ⅷ期 後期大久保時代 (1686年～1871年)
- Ⅸ期 小田原県・足柄県・御用邸時代・昭和初期 (1871年～1938年)
- Ⅹ期 史跡指定以後 (1938年～現在)

現在、小田原城の歴史を探る資料として、古文書、古絵図、古写真、地籍図等があるが、そのほとんどがⅢ期以後、つまり江戸時代以後のもので、北条時代以前を知る資料は今のところ数少ない。

第2章 史跡小田原城跡の概要

また、かつては、北条時代の小田原城は八幡山古郭など西側丘陵部を中心とし、江戸時代以後の小田原城は丘陵端部から低地帯にかかる現在の本丸・二の丸を中心とするとされ、北条時代の小田原城と、江戸時代の小田原城は、その中心が地理的に隣接する別の位置にあるものと考えられてきた。

しかし、平成4年(1992)度まで行った二の丸住吉堀整備事業に伴う調査成果(小田原市教育委員会 1992 ほか)や、平成27年(2015)まで実施した御用米曲輪修景整備事業に伴う発掘調査で、北条期の庭園を含む建物跡群などが発見された成果(小田原市教育委員会 2016)などから、北条時代の小田原城の中心も、江戸時代と同様、現在の本丸・二の丸地区に所在したのではないかとの見解が示されるようになった。そのため、現在は北条時代の小田原城と江戸時代以後の小田原城は、重層的に重なり合っていると考えられている。

② 小田原城の絵図

小田原城関係の絵図等は、視覚的な面から小田原城の変遷を知りうる貴重な史資料と言える。山口県文書館が所蔵する3つの『小田原陣仕寄陣取図』など、天正18年(1590)の「小田原攻め」に際する豊臣方の「仕寄図」を最古とする。今のところ北条方から見た「小田原合戦」の図は発見されていない(大島 2019 ほか)。

小田原側からの絵図は、いずれも江戸時代のものであり、17世紀前葉の『加藤図』を最古とする。江戸時代の絵図は、すでに小田原城郭研究会によって研究が進められ、絵図の分類・検討、年代や作成意図などが明らかにされている。その成果は『小田原市郷土文化館研究報告』No.13(小田原城郭研究会 1977)や『小田原市史 別編 城郭』(小田原市 1995)に記されているが、それによると、江戸時代の絵図は、大きく「城下町図」と「城内図」に分類される。

「城下町図」は、『加藤図』、『田辺図』、『文久図』などに代表され、江戸時代には「府内」と呼ばれた総構に囲まれる範囲までを描いたものである。家臣の名を屋敷割りとともに記し、『田辺図』のように災害の被害場所を朱書きし幕府への復旧伺書に添付した「普請図」も見られる。

「城内図」は、『寛文図』に代表されるように三の丸の内側(本丸・二の丸・隣接諸郭)を描き、天守・門・建物・堀などを詳細に記したものもある。

また、明治以後は、西洋の測量技術を用いた図面が作成された。陸軍参謀本部が測量・作成した2万分の1の『迅速測図』のうち、陸軍省の管轄下にあった小田原城では5千分の1の拡大実測図『小田原旧城及市街』が明治16年(1883)年2月に作成された。『迅速測図』では特に、本丸・二の丸・三の丸や八幡山古郭、総構の一部の堀跡の姿が詳細に描写されており、廃城後間もない小田原城の姿をうかがい知れる貴重な資料と言える。このほか、最近になり、彩色した写し図が確認された、『仮称陸軍中山大佐実測図』(昭和13年(1938)年3月に陸軍築城部本部中山大佐により作成)は、総構等の土塁や堀の断面図が記されていること、総構北東面の土塁等がこの頃までは比較的良好に残っていたことがうかがい知れる

ことなど、第1次指定直前の史跡小田原城跡の姿を知りうる貴重な資料である。

表 2-3 主な小田原城関係絵図等（大島 2019 を改変）

	名称・通称	年代	種別
1	小田原陣仕寄陣取図A	天正 18 (1590)	仕寄図
2	小田原陣仕寄陣取図B	天正 18 (1590)	仕寄図
3	小田原陣仕寄陣取図C	天正 18 (1590)	仕寄図
4	小田原陣図	天正 18 (1590)	仕寄図
5	加藤図 (相州小田原古絵図)	慶長 19 ~ 寛永 9 (1614 ~ 1632)	城下町図
6	正保図 (相模国小田原城絵図)	正保元 ~ 承応 3 (1644 ~ 1654)	城下町図
7	田辺図 (小田原城絵図)	万治 3 (1660)	城下町図
8	松原図 (相州小田原絵図)	延宝 8 ~ 天和 3 (1680 ~ 1683)	城下町図
9	寛文図	寛文 12 (1672)	城内図
10	延宝図	延宝 3 (1675)	城下町図
11	国立公文書館図 (貞享図)	延宝 8 ~ 貞享 4 (1680 ~ 1687) 頃	城下町図
12	元禄図	元禄 2 (1689)	城下町図
13	小田原城図 (宮内庁図)	元禄 15 ~ 16 (1702 ~ 1703)	城内図
14	国会図書館図	元禄 16 (1703) 頃	城内図
15	原氏図	1700 年代	城下町図
16	享保図	享保 19 (1734)	城内図
17	仮称元文図	元文元 ~ 寛保 2 (1736 ~ 1742)	城内図
18	豊田図	宝暦元 ~ 13 (1751 ~ 1763)	城下町図
19	文政図 (加藤氏図)	文政 6 (1823)	城下町図
20	天保図	文政 10 (1827)	城下町図
21	小田原城府内略図	天保 12 年 (1841)	城下町図
22	弘化図	弘化 2 (1845)	城内図
23	嘉永 6 年修復伺図	嘉永 6 (1853)	城内図
24	文久図	嘉永 6 ~ 慶応 3 (1853 ~ 1867)	城下町図
25	(小田原城堀埋立図) [明治図]	1870 年代	城内図
26	迅速測図	明治 16 (1883)	測量図
27	検査図 (明治 23 年図)	明治 23 (1890)	城内図
28	仮称陸軍中山大佐実測図	昭和 13 (1938)	測量図

第2章 史跡小田原城跡の概要



図 2-9 『小田原仕寄陣取図B』 天正 18 年(1590)の小田原攻め時の姿(山口県文書館所蔵)



図 2-10 『加藤図』(相州小田原古絵図) 慶長 19 年(1614)の大久保忠隣改易に伴う破却後の姿(個人蔵・小田原市立中央図書館寄託)



図 2-11 『正保図』
(相模国小田原城絵図)
正保元年(1664)に江戸幕府が調進させた絵図(国立公文書館所蔵)
※左は拡大図



図 2-12 『田辺図』(小田原城絵図) 万治3年(1660)の記載あり
(京都府立京都学・歴彩館所蔵)

第2章 史跡小田原城跡の概要



図 2-13 『文久図』幕末（19 世紀中頃）の小田原城を表わした絵図（小田原城天守閣所蔵）

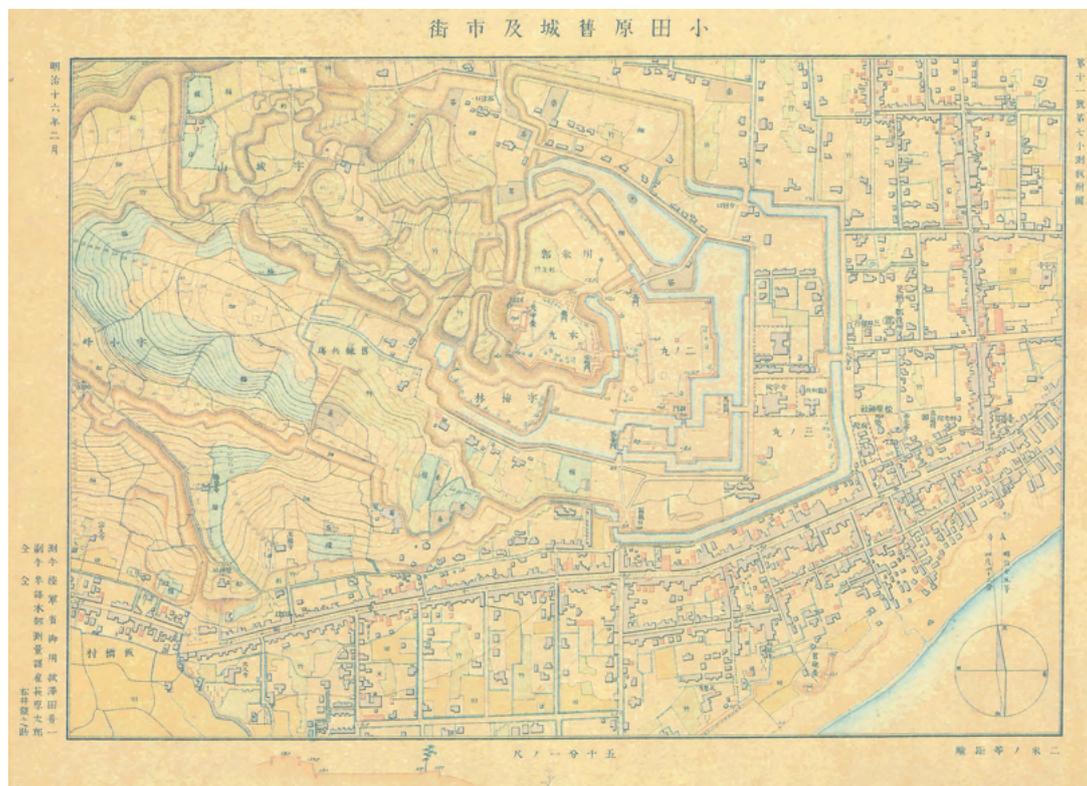


図 2-14 『迅速測図』（小田原旧城及市街）明治 16 年（1883）の陸軍参謀本部による測量図（国土地理院所蔵）

③ 近代以後の小田原城

明治4年(1871)の廃藩置県後は、小田原県の設置、その廃止に伴う足柄県への統合で、藩庁として使用された小田原城二の丸御屋形は県庁となった。なお、藩知事大久保忠良は廃藩置県を受け、命により東京へ移住した。

明治5年(1872)に足柄県は他県に先駆け大区小区制度を導入し、総構に囲まれる小田原城域は、足柄県第1大区第1小区・第2小区・第3小区に属することになった(小田原市2001)。

その後、明治9年(1876)に足柄県が廃止され、現在の小田原市域は神奈川県となった。また、明治22年(1889)には、「市制・町村制」が施行され、小田原城域は、神奈川県足柄下郡小田原町・大窪村・芦子村となった。さらに、芦子村は足柄村となり、昭和15年(1940)の町村合併により小田原城域はすべて小田原市となった。

この間の小田原城跡は、明治5年(1872)に足柄県が銅門等を売却し、城址に茶や桑が植えられ、明治10年(1877)には城址の土地が陸軍省によって士族へ貸し出された。これに先立つ明治6年(1873)には、いわゆる「廃城令」(全国城郭存廃ノ処分並兵營地等撰定方)が出され、小田原城は「存城」として本丸・二の丸が陸軍省管轄となっていた。また、明治9年(1876)には、足柄県庁として使用された旧二の丸御屋形が陸軍省に返還されたが、この段階で江戸時代末の小田原城の建物は、二の丸東南の平櫓のみとなった。

明治23年(1890)には、旧藩主家の大久保忠礼が小田原町側の説得を受け申し出た本丸・二の丸等の払い下げが、陸軍第一師団から認められた。そのうち、約12万200㎡は小田原町が大久保家から買上げ、残りの約6万300㎡は町が大久保家より無償で借り受けた。

明治25年(1892)、小田原町は町有地となった一部(小峯曲輪)を報徳二宮神社創建のために売却し、翌明治26年(1893)には小田原藩初代藩主大久保忠世を祭神とする大久保神社が本丸天守台上に創建された。

明治34年(1901)には、本丸・二の丸が小田原御用邸となり、宮内省の管轄となった。御殿は現在の二の丸広場、かつての二の丸御屋形付近に建てられた。これによって大久保神社は、御用邸開設前年の明治33年(1900)に小峯(八幡山古郭藤原平南堀の一画で、小田原市城山3丁目の現在地)に移された。また、明治42年(1909)には老朽化した二の丸東南隅の平櫓が修理され、このほか御用邸正門となった馬出門の石垣が5尺から9尺にかさ上げされるとともに門の幅が約3m南に広げられるなどの改変が行われた。

大正12年(1923)の関東大震災では、旧小田原町内の建物ほぼ全てが損傷し、翌日まで続いた火災で町の3分の2が焦土と化した。天守台や堀の石垣が崩れ、御用邸建物や二の丸隅櫓も倒壊した。

大正14年(1925)には二の丸に帝室林野局小田原出張所が設けられた。この年、小田原町は事実上廃止になった御用邸敷地の払い下げを帝室林野局に申し出たが話が進まず、昭和2年(1927)に、馬出門内(馬屋曲輪)と堀(住吉西堀・東堀等)の払い下げを受け、堀の半分を埋め立て学校敷地にする旨の申請を宮内省に行った。

④ 小田原保勝会の活動など

ところが、昭和2年(1927)11月、この動きに反対したのが旅館「小伊勢屋」の主人、尾崎亮司をはじめとする「小田原保勝会」有志らであった。彼らは堀の埋め立てやそれに伴う樹木伐採に反対し、町民への働きかけや県知事への請願を行った。

小田原保勝会は、明治37年(1904)に小田原高等小学校(後の本町小学校)同窓会の人々が作った会である。登山家辻村伊助の兄常助の援助で二の丸東堀等の御堀端に桜を植樹し、大正8年(1919)には同じく御堀端にぼんぼりの電灯を設置したほか、大正11年(1922)には市指定文化財「御感の藤」(昭和32年指定)を唐人町から御茶壺橋の西側(南曲輪南堀南岸の一画)の現在地に移植するなど、史跡保存や観光客誘致に取り組む団体であった。

小田原保勝会有志らは、昭和3年(1928)4月に「小田原城趾壊滅反対同盟会」を結成し、学校建設推進派と対立したが、5月に史跡保存と本丸・二の丸外での学校建設を条件とする覚書が交わされ、神奈川県から堀を埋め立てないという修正案が示された。8月には学校建設を推進する町会議員よりこの案を実行する旨の声明書が出されたため、同盟会は解散した。結果として、堀は埋め立てられないかたちで、二の丸内に昭和4年(1929)3月に第二尋常小学校、8月に高等女学校(高等女学校は9月に県へと移管)の建物が完成した。

また、昭和3年(1928)には、二の丸東堀を渡って現在の御堀端通りと二の丸を結ぶ、「学橋」が架けられた。昭和4年(1929)には、馬屋曲輪一带に「水の公園」が設けられ、二の丸平櫓跡(現在の隅櫓)と馬屋曲輪を結ぶ「住吉橋」(後の「隅櫓橋」)で、現在の住吉橋ではない。平成18年[2006]撤去)が設けられた。

そして昭和8年(1933)「水の公園」内に小田原町立図書館が開館し、昭和9年(1934)6月には二の丸南東隅櫓が建設された。さらに、関東大震災で被害を受けた御堀端の通りの桜並木も、地震で崩れ落ちた堀の肩部とともに再整備され、本丸・二の丸周辺は観光地としての性格を帯びるようになり、現在に至っている。

⑤ 小田原振興会の活動

昭和8年(1933)当時の小田原町では、5月に益田信世(後の初代小田原市長)や地元有力者、小田原町助役らが幹部を務める「小田原振興会」が結成され、早急な市制施行を目指すことになった。この振興会の事業には、「城址の整備を中心とした保勝事業」が含まれており、帝室林野局小田原出張所へ、昭和5年(1930)に正式に廃止された御用邸の跡地である本丸・二の丸の開放を働きかけ、昭和8年(1933)6月には本丸にベンチや四阿を設置した。また同年度に先述した「水の公園」も整備し、昭和11年(1936)度には本丸天守台への案内板の設置等を行った。

昭和12年(1937)7月には、県内7カ所の県立公園化を図るため、小田原振興会や県内町村が集まり、「神奈川県立公園期成同盟会」が創立された。二の丸本体や総構などが国の史蹟(史跡)に指定された昭和13年(1938)には、宮内省管轄で指定からは漏れた本丸御料地が神奈川県に下賜され、小田原振興会は天守台に標柱を設けた。しかし、結果としてこの時

は県立公園にはならなかった。

小田原振興会の活動は、観光客誘致も目的としていたが、「小田原保勝会」を合併するなど、保勝事業を重視したものであったと言える(鈴木 2017)。また、小田原振興会の活動は、御用邸の所在により一般町民が立ち入れない、いわば「聖域」となっていた本丸・二の丸などを町民憩いの場とするなど、小田原城跡の「活用」への道を開いた行為と評価できる。

⑥ 戦後の小田原城跡

戦後は、史跡小田原城跡の中で様々な行為が行われ、様々な施設が設置された。本丸・二の丸を中心とする小田原城址公園は、行政によって行政・教育・文化・娯楽施設を置く空間として利用され、様々な施設が至る所に建造された。その他の地域は、宅地化・市街地化、農地化が進行していった。

小田原城址公園(昭和 33 年(1958)4 月 1 日付けで小田原市都市公園一覧表に掲載)では、昭和 25 年(1950)5 月に、南曲輪に神奈川県小田原婦人公職補導所が設けられた。この建物が現在の小田原市郷土文化館である。郷土文化館の隣に位置する星崎記念館は、昭和 34 年(1959)11 月に建設され小田原市立図書館として利用されたが、新図書館開館に伴い令和 2 年(2020)3 月に閉館した。

昭和 25 年(1950)年 7 月には、天守台石垣復旧工事が開始された。これは前年から町内会が自主的に行った「天守閣石一積運動^{いしひとつみ}」の寄付をもとに行われた失業対策事業だったが、これにより石垣が再構築された。再構築された天守台石垣の上には、昭和 30 年(1955)に観覧車が設置され、これを撤去して、同 35 年(1960)に市制施行 20 周年を記念し、鉄筋コンクリート(RC)製の天守閣が完成した。

なお、昭和 25 年(1955)10 月 1 日から 12 月 3 日まで、小田原城跡本丸・二の丸を会場に、市制施行 10 周年記念「小田原子ども文化博覧会」が開催された。ゾウの「梅子」(平成 21 年(2009)9 月 17 日死去)が人気を集めた本丸の「動物園」や、本丸の西側、屏風岩^{びょうぶいわ}付近にある「子ども遊園地」はこれを機に設けられた。本丸は野外舞台付きの催事広場となった。

二の丸一帯は、関東大震災後に城外から移設された女子高等学校(神奈川県立小田原城内高等学校。昭和 37 年(1962)に転出、のち校舎は一時市役所となる)と城内小学校がそのまま置かれた。また、御用米曲輪とその付近には県立青少年会館と野球場(ともに現在撤去済)、城内弓道場が設置された。さらに、車社会化や小田原城の観光地化の中で、御茶壺曲輪南堀や小峯曲輪南堀に駐車場が設けられた。

こうした流れの中で、小田原城址公園内の植栽はそれぞれの施設や空き地への造園的修景、あるいは記念植樹、寄贈植樹などが随時行われ、同時に土塁斜面や通路脇には実生の樹木の発生などもあり、公園は史跡としての趣が薄れていったことは否めない。

このほかの地域では、小田原競輪場が天神山尾根・小峯畑^{ばた ちようれんじょう}の旧調練場周辺に、城山陸上競技場^{ごせん}が御前曲輪に設置された。また、JR 線東側旧城下町低地部の市街地化の進行のほか、JR 線西側丘陵部側の宅地化が進み、特に総構北西面の東端部で史跡の毀損が発生した。

⑦ 史跡指定と戦後の小田原城郭研究会の活動

史跡指定は、昭和13年(1938)8月8日の二の丸や総構などを対象とする第1次指定以後、平成30年(2018)10月15日の第12次指定にまで及び、史跡面積は30万3千㎡を超え、指定されたエリアは、約南北2km、東西3kmに及ぶ広大なものとなった。

戦後は、戦前の第1次指定で指定漏れした本丸などが昭和34年(1959)の第2次指定で追加指定されたほか、民間団体である小田原城郭研究会や、小田原市文化財課(文化財保護課)などによる発掘調査の成果で、さらなる追加指定が行われた。

地元有志の団体である小田原城郭研究会では、小田原城跡の八幡山古郭や総構のほか、小田原合戦に関係する陣場・砦等の現地調査・古絵図調査などを行い、指定地やその付近の情報を明らかにした。その成果は、『史跡小田原城址保存管理計画策定報告書』(小田原市教育委員会1976)など2冊の保存管理計画書や、『小田原市史 別編 城郭』(小田原市1995)にまとめられた。これらの成果の一部が昭和52年(1977)の総構の早川口遺構の追加指定(第3次指定)などにつながった。

⑧ 発掘調査

小田原城跡では、昭和46年(1972)12月～翌年3月までの奥田直榮^{なおしげ}氏による本丸・二の丸における調査(調査地点:城山900-3)、史跡指定地外では昭和48年(1973)7月～8月の金子皓彦^{てるひこ}氏による香沼屋敷第I地点の調査(調査地点:城山3-377-1ほか、谷津・愛宕山)以後の発掘調査例がある。

発掘調査の本格化は、小田原市文化財課(文化財保護課)に専門職員が採用された昭和54年(1979)以後であり、小田原城跡の内容解明や史跡の追加指定につながっている。

昭和50年代後半から平成にかけては、史跡整備とそれに先立つ現状変更の可否を判断するための発掘調査が実施された。

昭和57年(1982)には、二の丸住吉堀の試掘調査が行われ、翌58年(1983)からは平成4年(1992)度まで住吉堀の整備に伴う発掘調査が継続された(小田原市教育委員会1993ほか)。戦国時代の堀跡や近世初期の堀跡と石垣、そして稲葉時代以後に改変された近世の堀跡と石垣が発見され、のちに平成22年(2010)から継続される御用米曲輪の発掘調査結果に示唆を与えるような、小田原城跡の持つ歴史の重層性を証明する調査成果があった。

昭和57年(1982)9月～翌年3月までの城米曲輪(御用米曲輪)の試掘調査は、城内小学校を史跡内に再建するための確認調査であった(小田原市教育委員会1984)。調査の結果、遺構の分布が確認されたため、文化財保護の観点などから計画が見直され、近隣の本町小学校と統合し、史跡指定地外(三の丸南城)の本町小学校の位置に小田原市立三の丸小学校(以下「三の丸小学校」)として建設されることになった。

御用米曲輪では、平成22年(2010)から御用米曲輪修景整備事業を開始し、平成27年(2015)まで行った修景整備事業に伴う発掘調査で、曲輪の南西部より北条期の庭園を含む建物跡群などが発見された(小田原市教育委員会2016)。特に石造物を用いた池跡や切石

敷遺構は、他に類例を見ない遺構であり、戦国時代の北条氏の庭園の持つ独自性が十分に理解できる発見であった。また、すでに二の丸住吉堀の発掘調査結果(小田原市教育委員会 1993 ほか)からも指摘されていたことではあったが、北条時代の小田原城と江戸時代以後の小田原城の重層性があらためてクローズアップされることとなった。

このほか、平成に入り、指定地である総構の小峯御鐘ノ台大堀切東堀で調査が行われ、堀の様相が明らかにされたほか、小田原高校校舎建て替えに伴う発掘調査で、八幡山古郭の堀の状況などが確認されるなど、追加指定(第10次指定)につながる成果があった。

また、史跡指定地外の開発に伴う調査でも、三の丸などでの江戸時代の重臣屋敷跡や城下町の町屋跡、八幡山古郭や総構の戦国時代の堀跡などの調査成果がある。



写真 2-2 二の丸住吉堀 (障子堀)



写真 2-3 御用米曲輪 (石組遺構)



写真 2-4 小峯御鐘ノ台大堀切東堀



写真 2-5 八幡山古郭字八幡枝堀

第2章 史跡小田原城跡の概要

令和3年(2021)3月末現在、小田原城跡の調査(史跡以外含む)は、350地点以上を数え、出土遺物は、陶磁器を中心に、瓦やカワラケなど、コンテナ6000箱以上となっている。



写真 2-6 三の丸大久保弥六郎邸跡



写真 2-7 城下筋違橋町町屋跡



写真 2-8 史跡小田原城跡御用米曲輪 調査地点空撮写真(2014年撮影)

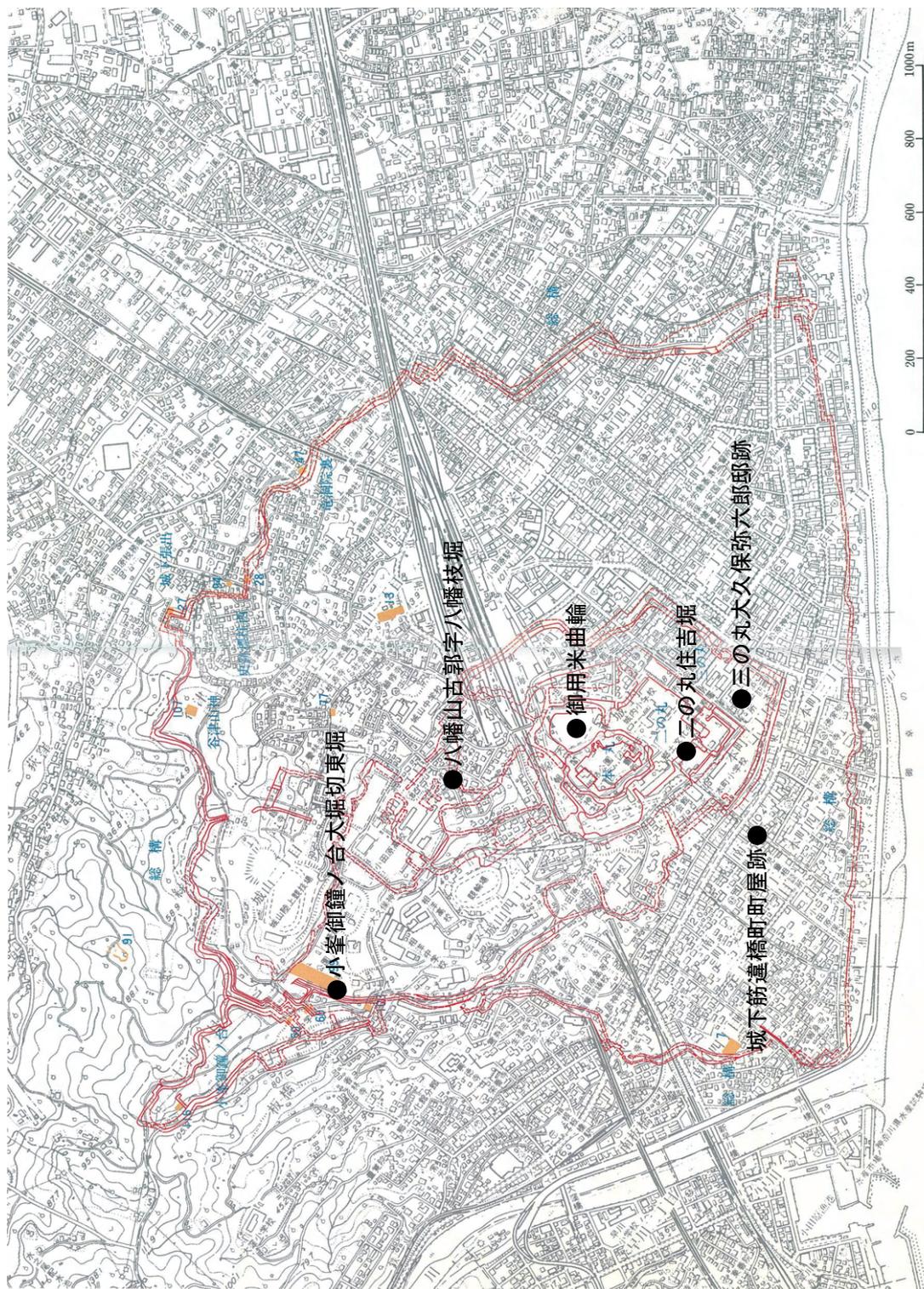


図 2-15 小田原城跡調査地点図

⑨ 史跡整備

戦後の小田原城跡の整備は、天守閣の復興に始まる。戦後十数年を経て全国的にまき起こった歴史ブームを契機に、昭和33年(1958)に、官民一体の賛同で天守閣の復興が決まり、同35年に、小田原市制施行20周年を記念し、宝永天守の外観を模した鉄筋コンクリート製の天守閣(設計:東京工業大学藤岡通夫教授)が完成した。その結果、これによる絶大な観光的効果が認識され、昭和46年の市制30周年には、本丸常盤木門が木造で再建された。これらにより、来訪者が小田原城を実感するとともに、小田原市民が郷土の誇るべき歴史遺産としての城跡を認識する効果をもたらした。

その後、文化庁の指導も受けて史跡整備への認識も高まり、昭和57年(1982)に『史跡小田原城跡整備の理念と方針』が策定され、小田原城址公園(本丸・二の丸地区)の整備方針が示され、同年7月には市教育委員会文化財保護課に城跡整備係が新設された。また、同年9月7日には「調査・整備委員会」(委員長:児玉幸多^{こうた}学習院大学学長)が指導組織として設置され、専門家と地元研究者により、史跡保存・整備と発掘調査などについて専門的立場から助言を得ることとなった。これによって、今日に至る史跡小田原城跡の整備推進体制が整えられた。

整備に向け、昭和57年(1982)には、二の丸住吉堀の試掘調査を実施した。翌58年(1983)から平成4年(1992)度まで住吉堀の整備に伴う発掘調査(小田原市教育委員会1993ほか)を行った。住吉堀と銅門の整備は、昭和62年(1987)の石垣解体調査から始まり、平成2年(1990)に住吉橋が竣工され、最後に銅門と土塀の復元整備が行われ、平成10年(1998)に完了した。

また、平成5年(1993)3月には『史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想』が策定され、江戸時代末期の城の構造や曲輪の配置等を理解できるようにすることを整備の第一目標に掲げ、先の『史跡小田原城跡整備の理念と方針』を踏まえ、史跡内の史跡と関わりの無い施設の移転や整備計画の基本的な考え方、整備スケジュールが示された。

このほか、昭和57年(1982)9月～翌年3月まで城米曲輪(御用米曲輪)の試掘調査を行い、平成22年(2010)から御用米曲輪修景整備事業を開始した。当初は、発掘調査によって確認された江戸時代の米蔵跡と曲輪の外周を囲む土塁を中心とした、「江戸時代末期の姿」を整備する方針となっていた。

しかし、平成27年(2015)まで行った修景整備事業に伴う発掘調査で、曲輪の南西部より戦国時代の北条氏の庭園跡などが発見されたことを受け、御用米曲輪の整備は、江戸時代末期の姿とすることを基本としつつも、曲輪の南西部に戦国時代の北条氏の庭園やそれに付属する建物群を整備する、年代的に重層的なものとする方向を目指すこととした。そのため、調査・整備委員会や文化庁の指導を受け、修景整備工事は続けつつ、平成30年(2018)度に江戸期整備エリアの整備基本設計を策定するとともに戦国期エリアの整備基本設計策定に必要な問題点の洗い出しを行った。

二の丸では、城内小学校の建物の多くが解体された後、二の丸御屋形の整備に向けた試

掘調査が平成9・10年(1997・1998)に行われ、元禄16年(1703)の「元禄小田原大地震」で焼失した二の丸御屋形の礎石や本丸東堀の位置が確認された。しかし、旧城内小学校講堂の保存問題などから、二の丸御屋形の整備には至らず、二の丸北堀南側石垣及び土塀の位置表示、本丸東堀の平面表示としての花菖蒲の植え込みなどの整備を行った。なお、旧城内小学校講堂は、昭和4年(1929)完成という近代建築史上も貴重な建造物であるとの判断から、当面は「小田原城歴史見聞館」として、活用していくこととなった。

また、平成15年(2003)には、馬出門⇒馬屋曲輪⇒住吉橋⇒銅門⇒常盤木橋⇒常盤木門⇒本丸⇒天守と続く、いわゆる「正規登城ルート」である江戸時代の登城路の整備を進めるため、馬出門^{ますがた}の発掘調査に着手した。その後は、平成17・18年(2005・2006)度に馬出門柵形石垣の復元整備を、平成19・20年(2007・2008)度に馬出門柵形門と土塀の復元的整備を実施した。続く平成21年(2009)度には、馬屋曲輪の修景整備事業として、馬屋や大腰掛^{おおこしかけ}の平面表示、二重櫓^{にじゅうやぐら}台石垣と馬屋曲輪内法石垣の復元・修復整備を行った。

⑩ 史跡整備と植栽管理

馬出門から馬屋曲輪に及ぶ一連の整備の中で、松の伐採をはじめとする植栽の管理・整理、遺構の保全、城跡景観の回復等の問題がクローズアップされるようになった。またこの頃には、小田原城址公園の樹木が高木や大木に成長し、専門家からは折々の倒木落枝による危険性が指摘され、大幅な植栽整理の必要性について助言を受けるようになっていた。その一方で、小田原城址公園の高木や大木を緑の美観として称揚する市民も少なくはなく、史跡整備と植栽管理の問題が顕在化した。

小田原城址公園(本丸・二の丸など)の維持管理は小田原市経済部観光課城址公園係(平成29年[2017]3月31日までの名称)(現:経済部小田原城総合管理事務所[以下「小田原城総合管理事務所」。])が担い、史跡整備は教育委員会文化財保護課城跡整備係(現:文化部文化財課史跡整備係[以下「文化財課」。])が担うという二つの管理体制の併存が長く続いた。そのため、平成19年(2007)に「調査・整備委員会」から、「文化財課と観光課城址公園係が連携し、植栽専門家の指導のもとに、小田原城址公園の植栽の管理方針を定め、両者がその認識を共有して現場業務にあたる必要がある」という提言がなされた。その結果、平成21年(2009)度に「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画策定委員会」が発足し、平成22年(2010)5月31日付けで「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画」(以下「植栽管理計画」。)が策定された。

しかし、この植栽管理計画の概要を『広報おだわら』(平成22年8月1日号)に掲載したところ、小田原城址公園の緑を守ろうとする市民が「小田原城址の緑を守る会」を結成、「植栽管理計画の白紙撤回を求める陳情書」を提出した。さらにこの事態がテレビ番組で放送されたため、これを見た人々から多くの抗議が市に寄せられた。

市は、テレビ放送の内容は実態を正しく反映していないとしてテレビ局側に抗議するとともに、「植栽管理計画」の提言に沿い、史跡と緑の共生を図るという方針のもと、同年12

第2章 史跡小田原城跡の概要

月27日、調査・整備委員会の下に「植栽専門部会」を発足させた。ここでは、「史跡と緑の共生」をキーワードとする論議が行われ、小田原城址公園内の樹木の植栽管理を行うにあたって、その一本一本について具体的な検討を行うことになった。構成メンバーは、学識経験者や市自治会総連合会長のほか、「小田原城址の緑を守る会」「歴史と文化のまち小田原を考える会」の各代表を含む市民5名を加えた計12名であった。以後6年間、20回に及ぶ会議を行い、植栽管理基準を固め、それに基づき危険樹木伐採や枝打ちが日常管理として行われ、その都度一定の合意を得ながら史跡景観の改善をはかる「モデル修景作業」も行った。「植栽専門部会」はこのような大きな成果を残し、平成29年(2017)3月6日に閉会し、その役割は、現在「調査・整備委員会」が引き継いでいる。

なお現在、史跡小田原城跡のうち、小田原城址公園など、公開・活用の条件が整った部分の表面管理・植栽管理は、平成29年(2017)4月1日付けで新たに発足した小田原城総合管理事務所が行っている。それ以外の部分は文化財課のほか、一部を小田原市総務部管財課(以下「管財課」。)などが管理している。

⑪ 史跡小田原城跡保存活用計画策定事業の着手

昭和13年(1938)8月8日の第1次史跡指定から平成30年(2018)10月15日の第12次指定まで80年が経過し、指定面積は第1次指定時の約2.5倍となった。また、昭和15年(1940)7月20日に小田原町が「史蹟管理者(史跡管理団体)」となってから、令和2年(2020)で80周年を迎えた。

小田原市は、これまで史跡小田原城跡の保存活用や小田原城跡の内容について、年代順に下記の6冊を示してきた。

しかし、これらは、「第1章 保存活用計画の沿革と目的」で示したとおり、「史跡小田原城跡全体」を包括したものではない。また、人口減少という社会的情勢の中で、地域社会総がかりで文化財の保存・活用に取り組む必要があるとの認識に立ち、平成31年(2019)4月1日より文化財保護法が改正施行され、史跡の保存活用計画が法定計画として位置付けられた。

小田原市では、この機会をとらえ、平成30年度から3ヵ年をかけ、史跡小田原城跡全体を包括した総合的な保存活用計画を策定し、将来の史跡の保存・活用に万全を期すこととしたのである。

表2-4 史跡小田原城跡の保存活用計画等

発行期間	発行年	書名・計画名
小田原市教育委員会	1976	『史跡小田原城址保存管理計画策定報告書』
小田原市教育委員会	1980	『史跡小田原城跡保存管理計画策定報告書(二) 小田原城八幡山遺構群』
小田原市	1982	『史跡小田原城跡整備の理念と方針』
小田原市	1993	『史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想』(平成18年[2006]3月に追加事項検討)
小田原市	1995	『小田原市史 別編 城郭』
小田原市教育委員会	2010	『史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画策定報告書』

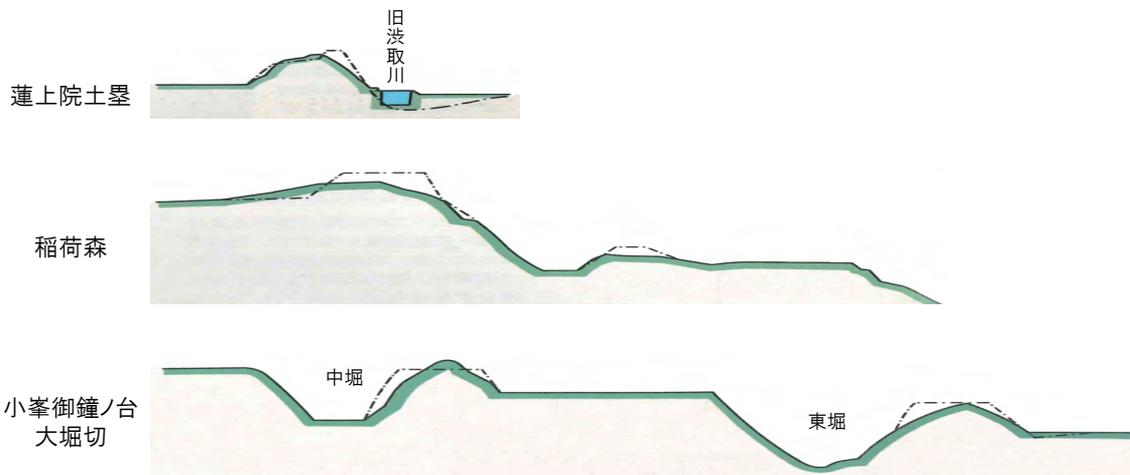


図 2-16 昭和 13 年 (1938) 3 月『仮称陸軍中山大佐実測図』(写本・小田原市文化財課所蔵) (上) と 総構断面図 (下: 1/500) (上は、史跡指定時の小田原城を表わした測量図)

* 『仮称陸軍中山大佐実測図』によると、深いところでは、総構の深さは 7 ~ 11 m に及ぶという断面図が掲載されている。

* 往時の総構の面積は、延長 9,000m × 幅約 25m と換算すると、225,000 m² に達する。

第2章 史跡小田原城跡の概要



図 2-17 『小田原城総構散策 MAP』(大外郭の会 2018)

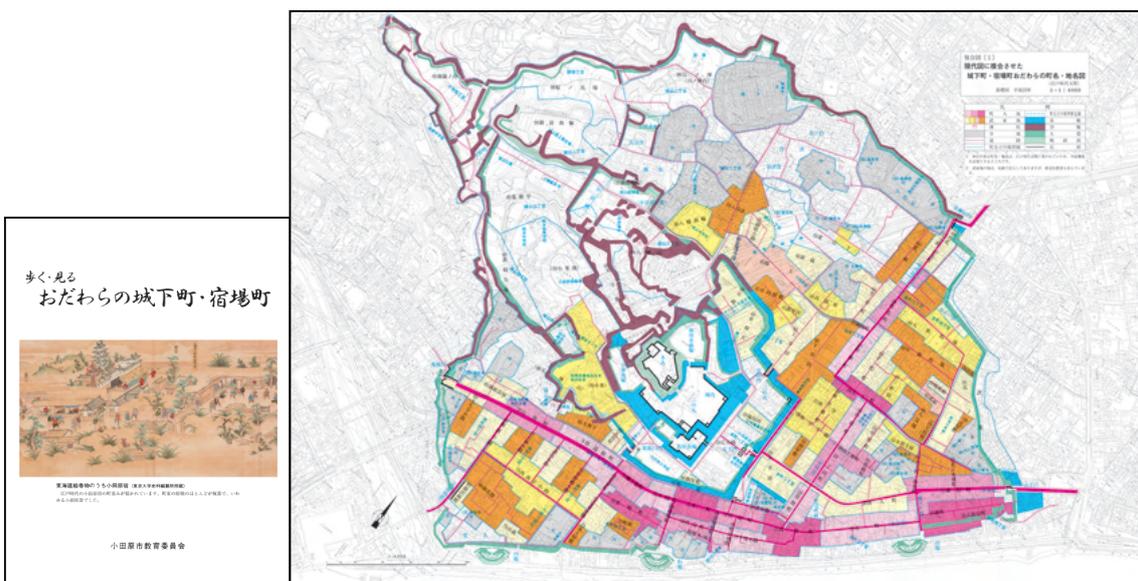


図 2-18 『現代図に複合させた城下町・宿場町 おだわらの町名・地名』(小田原市教育委員会 2017ver.)

⑫ 史跡小田原城跡関係略年表 1/3

応永 24 年	1417	前年の「上杉禅秀の乱」後、大森氏が小田原周辺に勢力を伸ばす
康正 2 年	1456	伊勢宗瑞（北条早雲）誕生 *永享 4 年（1432）説あり
康正 2 年頃	1456 頃	大森氏が小田原城を築いたとされる
応仁元年	1467	「応仁の乱」始まる
長享元年	1487	氏綱誕生 早雲、甥の今川氏親を駿河国主に据え、東国に拠点を移す
明応 2 年	1493	早雲、堀越公方足利茶々丸を攻め、伊豆国に侵攻
明応 4 年頃	1495 頃	早雲、伊豆国韮山城へ本拠地を移す
明応 5 年～	1496 ～	早雲が小田原城を支配下に置く
永正元年頃	1504 頃	
永正元年	1504	早雲、今川氏親・扇谷上杉朝良連合軍とともに武蔵国立河原で山内上杉顕定を破る
永正 3 年	1506	早雲、相模国西郡で検地
永正 12 年	1515	氏康誕生
永正 13 年	1516	早雲、三浦氏を滅ぼし、相模国を掌握
永正 15 年	1518	氏綱、早雲より家督継承 虎朱印状の初見文書
永正 16 年	1519	早雲没
大永 3 年	1523	氏綱、伊勢から北条に改姓
天文元年	1532	氏綱、鶴岡八幡宮造営事業を開始
天文 6 年	1537	氏綱、今川氏との同盟破棄。扇谷上杉氏の武蔵国河越城を攻略し、同国松山城を攻撃
天文 7 年	1538	氏綱、下総国葛西城を攻略し、武蔵国岩付城を攻撃 氏綱、足利義明・里見義堯連合軍を破る（第 1 次国府台合戦） 氏政誕生 *天文 10 年（1541）説あり
天文 10 年	1541	氏綱没。氏康が家督継承
天文 13 年	1544	鶴岡八幡宮造営完了
天文 14 年	1545	今川義元・武田晴信（信玄）が連携し駿河国河東地域に侵攻 山内上杉憲政・扇谷上杉朝定・古河公方足利晴氏が結び、武蔵国河越城を包囲 氏康は窮地に陥り、今川・武田氏と和睦
天文 15 年	1546	氏康、山内・扇谷上杉氏と古河公方足利氏を河越で撃破（河越合戦）。扇谷上杉氏滅亡
天文 19 年	1550	氏康、税制改革実施
天文 20 年	1551	氏康、この頃、目安箱を置き直訴を奨励
天文 21 年	1552	氏康、関東管領山内上杉憲政を破る（憲政越後へ逃亡）
天文 23 年	1554	氏康、甲斐武田氏、駿河今川氏との「甲相駿三国同盟」
永禄 2 年	1559	『北条家所領役帳』が作成される 氏政が家督継承
永禄 4 年	1561	氏政、小田原城に侵攻した長尾景虎（上杉謙信）を撃退
永禄 5 年	1562	氏直誕生
永禄 7 年	1564	氏康・氏政、里見義堯を破る（第 2 次国府台合戦）
永禄 11 年	1568	武田信玄が今川領へ侵攻、「甲相駿三国同盟」崩壊 氏康、武田氏と断交、上杉氏と和睦を進める
永禄 12 年	1569	氏直、今川氏真の養子となり、駿河国を譲り受ける 氏康・氏政、上杉謙信と「越相同盟（越相一和）」 氏康、武田信玄の小田原城侵攻を撃退。追撃を試みるも、退却を許す（「三増合戦」〔三増峠の戦い〕）
元亀 2 年	1571	氏康没 氏政、「越相同盟」を破棄し「甲相同盟」を復活
天正元年	1573	室町幕府滅亡
天正 6 年	1578	氏政、伊達輝宗と親交を約する 氏政、上杉氏の家督争い「御館の乱」の影響で、武田氏と断交
天正 7 年	1579	氏政、武田氏の侵攻を受け、織田信長・徳川家康に接近 相模田原番匠惣左衛門を城郭修理のため小田原に召し寄せる
天正 8 年	1580	氏政、織田信長への従属を決める 氏直、家督を継ぐ

第2章 史跡小田原城跡の概要

⑫ 史跡小田原城跡関係略年表 2/3

天正 10 年	1582	武田氏を滅ぼした織田信長が横死（「本能寺の変」） 氏直、滝川一益（信長家臣）を「神流川合戦」で破り、信濃国進出 氏直、甲斐国で徳川家康と対峙し、その後和睦（「天正壬午の乱」）
天正 11 年	1583	氏直、徳川家康の娘（督姫）を妻に迎え、同盟成立
天正 14 年	1586	相模田原番匠惣左衛門を座敷作事のため小田原に召し寄せる
天正 15 年	1587	小田原城の大普請が始まり、総構（大構）が構築される（「相府大普請」）
天正 17 年	1589	豊臣秀吉、氏直に宣戦布告
天正 18 年	1590	小田原合戦 豊臣秀吉に小田原城を明け渡す 氏直と弟の氏照、自刃。氏直、高野山へ追放 大久保忠世が小田原城主となる（約 4 万 5000 石）
天正 19 年	1591	氏直、赦免。1 万石を与えられ、秀吉に出仕するも病没する
文禄 3 年	1594	大久保忠隣が城主となる（約 6 万 5000 石）
慶長 5 年	1600	関ヶ原の戦い
慶長 8 年	1603	徳川家康、征夷大將軍となる（「江戸幕府」の成立）
慶長 19 年	1614	忠隣が改易、小田原城は幕府直轄の番城となる
慶長 20 年	1615	豊臣氏が滅亡（「大坂夏の陣」）
元和 5 年	1619	阿部正次が藩主となる（約 5 万石）
元和 9 年	1623	再び番城となる 小田原城を二代將軍徳川秀忠の隠居城とする計画が立てられる
寛永 9 年	1632	稲葉正勝が藩主となる（約 8 万 5000 石）
寛永 10 年	1633	小田原城の修築開始 「寛永小田原大地震」により修築中の城と城下に大きな被害
寛永 11 年	1634	稲葉正則が藩主となる（約 8 万 5000 石）
延宝 3 年	1675	小田原城の修築完了
天和 3 年	1683	稲葉正通が藩主となる（約 10 万 2000 石）
貞享 3 年	1686	大久保忠朝が藩主となる（約 10 万 3000 石）
元禄 11 年	1698	大久保忠増が藩主となる（約 11 万 3000 石）
元禄 16 年	1703	「元禄小田原大地震」で小田原城は天守を含むほとんどの施設が倒壊・焼失
宝永 3 年	1706	小田原城天守再建
宝永 4 年	1707	富士山噴火（宝永噴火）
宝永 5 年	1708	富士山噴火の被災地（約 5 万 6000 石）が幕領となり、替地を拝領
正徳 3 年	1713	大久保忠方が藩主となる（約 11 万 3000 石）
享保元年	1716	「享保の改革」始まる
享保 17 年	1732	大久保忠興が藩主となる（約 11 万 3000 石）
延享 4 年	1747	幕領となっていた被災地の大半が小田原藩領復帰
宝暦 13 年	1763	大久保忠由が藩主となる（約 11 万 3000 石）
明和 6 年	1769	大久保忠頭が藩主となる（約 11 万 3000 石）
天明 7 年	1787	「寛政の改革」始まる
寛政 8 年	1796	大久保忠真が藩主となる（約 11 万 3000 石）
天保 8 年	1837	大久保忠愨が藩主となる（約 11 万 3000 石）
天保 12 年	1841	「天保の改革」始まる
嘉永 5 年	1852	小田原海岸の 3 台場（荒久・代官町・万町）完成
嘉永 6 年	1853	ペリーが浦賀来航
安政 6 年	1859	大久保忠礼が藩主となる（約 11 万 3000 石）
慶応 4 年／ 明治元年	1868	戊辰戦争 明治新政府成立 大久保忠良が藩主となる（約 7 万 5000 石）
明治 2 年	1869	版籍奉還で、忠良は藩知事となる
明治 3 年	1870	忠良が新政府へ小田原城廃城を願い出て許可される 小田原城の天守・櫓などが売却され、後に解体される
明治 4 年	1871	7 月、廃藩置県で「小田原県」成立（忠良は藩知事を免ぜられる） 11 月、小田原県廃止、新設の「足柄県」へ統合（県庁はこの丸御屋形）
明治 9 年	1876	足柄県が廃止、小田原は神奈川県に属する

⑫ 史跡小田原城跡関係略年表 3/3

明治20年	1887	横浜 - 国府津間を結ぶ東海道鉄道が開通する
明治21年	1888	国府津 - 湯本間を結ぶ馬車鉄道が開通する
明治22年	1889	市制・町村制が施行。現在の小田原市域に小田原町・大窪村・芦子村・二川村・富水村・酒匂村・下府中村・桜井村・豊川村・上府中村・下曾我村・早川村・石橋村・米神村・根府川村・江ノ浦村・国府津村・田島村・曾我村・前羽村・下中村が成立
明治27年	1894	小峯曲輪に報徳二宮神社社殿落成
明治29年	1896	小田原 - 熱海間を結ぶ人車鉄道が開通
明治33年	1900	馬車鉄道に代わり国府津 - 湯本間を結ぶ電気鉄道が開通
明治34年	1901	「小田原御用邸」落成
明治35年	1902	9月、台風に伴う「小田原大海嘯」で海岸一帯に甚大な被害
明治39年	1906	人車鉄道に代わり小田原 - 熱海間を結ぶ「軽便鉄道」開通 黒田長成侯爵が天神山の一角を別荘地として取得（大正初年頃、「清閑亭」建築）
大正9年	1920	国府津 - 小田原間を結ぶ東海道鉄道熱海線が開通
大正12年	1923	「関東大震災」。小田原全体に甚大な被害。二の丸の御用邸建物倒壊。天守台や堀の石垣、現在の隅櫓の場所にあった二の丸平櫓が崩壊
昭和5年	1930	「小田原御用邸」廃止
昭和13年	1938	史跡小田原城跡が国の史跡に指定（第1次指定 8月8日）
昭和15年	1940	小田原町・足柄町・大窪村・早川村を廃し、その区域および酒匂村の一部（山王原、網一色）を合併し、「小田原市」成立
昭和20年	1945	空襲により新玉、万年、幸地区の一部が焼失。蓮上院土塁も爆弾被害
昭和24年	1948	下府中村と合併
昭和25年	1949	本丸・二の丸などを中心に、「小田原こども文化博覧会」開催。その後、「こども遊園地」「動物園」開設する 桜井村と合併
昭和30年	1954	豊川村、酒匂町、国府津町、上府中村、下曾我村、片浦村と合併
昭和32年	1956	曾我村の一部と分村合併
昭和34年	1959	史跡小田原城跡追加指定（第2次指定 5月29日）
昭和35年	1960	小田原城天守閣復興 常盤木門再建
昭和46年	1971	奥田直栄氏による本丸東斜面・堀の一部、鉄門の発掘調査 下郡橋町と合併する
昭和47年	1972	「小田原城郭研究会」発足
昭和51年	1976	『史跡小田原城址保存管理計画策定報告書』策定・刊行
昭和52年	1977	史跡小田原城跡追加指定（第3次指定 5月4日）
昭和55年	1980	『史跡小田原城跡保存管理計画策定報告書（二）小田原城八幡山遺構群』策定・刊行
昭和57年	1982	『史跡小田原城跡整備の理念と方針』策定 「史跡小田原城跡調査・整備委員会」設置
平成2年	1990	住吉橋復元整備
平成5年	1993	『史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想』策定
平成7年	1995	『小田原市史 資料編 城郭』刊行
平成9年	1997	銅門復元整備
平成12年	2000	小田原市、特例市に移行する
平成18年	2006	史跡小田原城跡追加指定（第4次指定 1月26日）
平成19年	2007	史跡小田原城跡追加指定（第5次指定 7月26日）
平成20年	2008	史跡小田原城跡追加指定（第6次指定 7月28日）
平成21年	2009	馬出門復元整備 史跡小田原城跡追加指定（第7次指定 2月22日）
平成22年	2010	『史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画策定報告書』策定・刊行 御用米曲輪修景整備事業開始
平成23年	2011	史跡小田原城跡追加指定（第8次指定 2月7日）
平成24年	2012	史跡小田原城跡追加指定（第9次指定 9月19日）
平成26年	2014	史跡小田原城跡追加指定（第10次指定 10月6日）
平成28年	2016	小田原城天守閣が耐震改修等工事を終え、リニューアルオープン（5月1日） 史跡小田原城跡追加指定（第11次指定 10月3日）
平成30年	2018	史跡小田原城跡追加指定（第12次指定 10月15日）
令和3年	2021	『史跡小田原城跡保存活用計画』策定・刊行

◆ 2-2- (2) 指定地を取り巻く社会的環境

① 概要

史跡小田原城跡周辺は、様々な土地利用が行われ、法を根拠とした様々な社会的規制等がなされている。文化財保護法による「周知の埋蔵文化財包蔵地」や、都市計画法による用途地域・計画地域などもその一例である。また、市などの行政機関が行う観光施策・商業施策や、観光協会や各種団体が取り組む史跡や遺跡を利用した「まち歩き」ルートの設定なども、史跡小田原城跡をめぐる社会的環境の要素と言える。

② 周知の埋蔵文化財包蔵地

小田原市内には、文化財保護法を根拠として、令和元年(2019)8月現在、280カ所の「周知の埋蔵文化財包蔵地」、いわゆる「遺跡」が所在している(小田原市文化財課 2019)。図 2-19 に示すように、史跡小田原城跡周辺もこれに該当しているところが多いが、総構の北東辺と南東辺付近、すなわち旧城下町に所在し、現在も小田原市の中心市街地となっている平野部(低地部)は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していない。

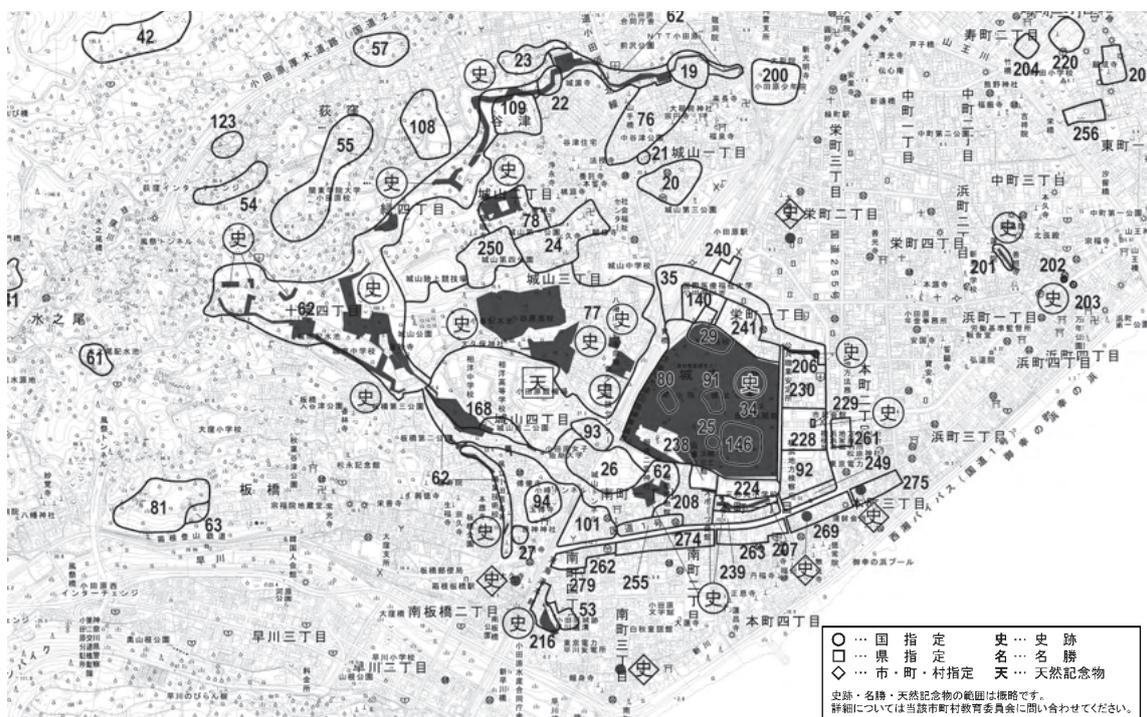


図 2-19 小田原城跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地
 (「小田原市遺跡分布地図 No.2」(平成 30 年 12 月 31 日時点)を改変)

③ 都市計画

都市計画法による区域区分では、小田原城跡の範囲は、城域の西端部～北西部付近と縦構の香林寺山西(小峯御鐘ノ台南西)～水之尾口(小峯御鐘ノ台西端曲輪)～城下張出付近の「市街化調整区域」を除き、「市街化区域」となっている。

また、用途地域としては、小田原城跡の範囲は、以下の地域に該当する。

- ・ 近隣商業地域(風俗施設等は建てられない等の地域)
- ・ 第一種住居地域(住居の環境を保護するための地域。ボーリング場などの遊戯施設以外の施設・風俗施設や床面積3,000㎡を超える店舗等が建てられない等の地域)
- ・ 第一種中高層住居専用地域(中高層の良好な住居の環境を保護するための地域。床面積500㎡を超える店舗等、事務所等、旅館施設・風俗施設が建てられない等の地域)
- ・ 第一種低層住居専用地域(低層住宅のみための良好な環境を保護するための地域。店舗等、事務所等、施設・風俗施設、工場・倉庫等が建てられない等の地域)

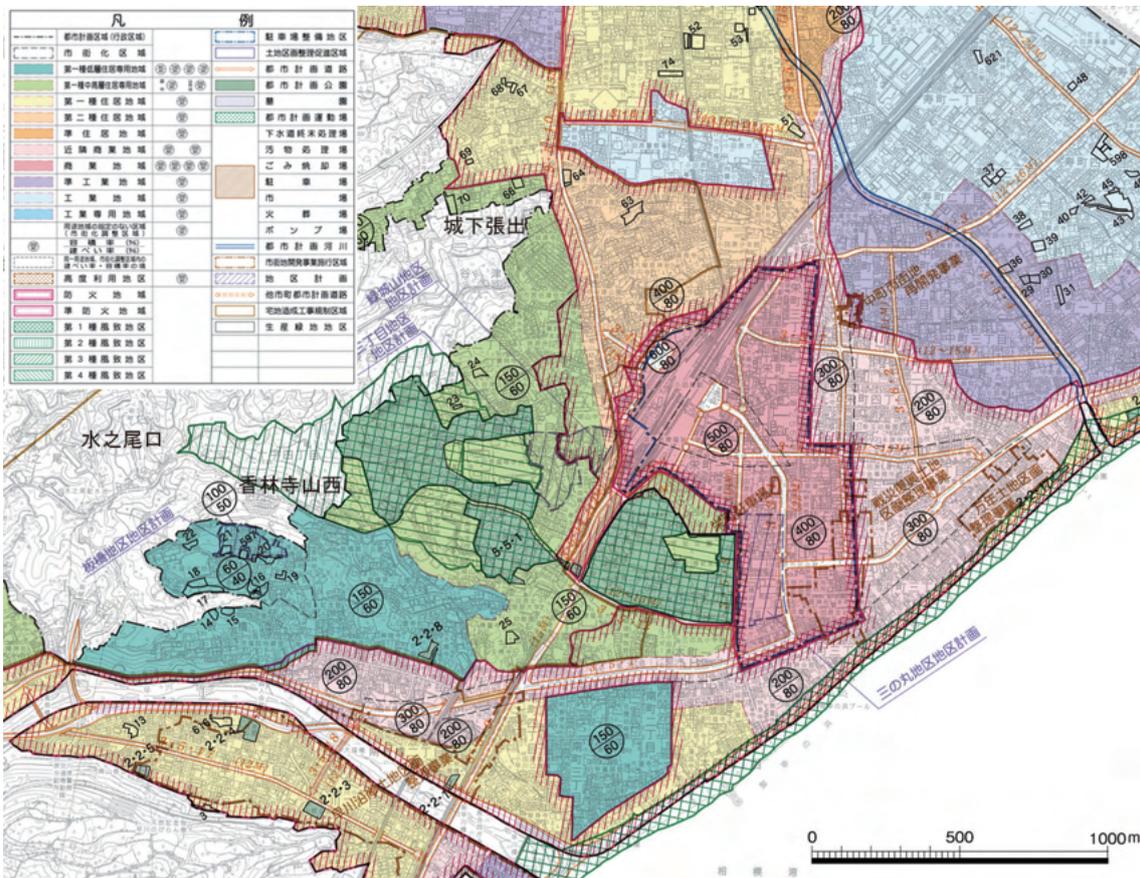


図 2-20 小田原城跡周辺の都市計画図(令和3年2月小田原都市計画総括図を改変)

④ 風致地区

小田原城跡の範囲は、「小田原市風致地区条例」(平成26年2月26日)第四条による種別では第1種・第3種・第4種風致地区と市街化区域に分類される。

第2章 史跡小田原城跡の概要

- ・ 第1種風致地区 ⇒ 海岸部と小田原城址公園(本丸・二の丸地区)、八幡山古郭の一部～御前曲輪(陸上競技場)付近
 * 特に良好な自然環境を有し、その保全を図るため、建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域
- ・ 第3種風致地区 ⇒ 城域西端部(総構小峯御鐘ノ台西端～桜ノ馬場^{ぼぼ}付近)
 * 周辺に良好な自然環境を有し、現存する自然環境又は周辺の良好な自然環境と調和した土地利用がされるよう建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域
- ・ 第4種風致地区 ⇒ 二の丸(主体部)、八幡山古郭の一部(小田原高校付近)、天神山尾根・小峯畑(旧アジアセンター付近)、百姓曲輪西隣付近
 * 自然環境の維持若しくは復元が図られ、又は周辺の自然環境と調和した土地利用がされるよう建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域であって、第1種風致地区、第2種風致地区及び第3種風致地区以外の区域

表 2-5 風致地区許可基準 (基準は更新されることがある)

		第一種風致地区	第三種風致地区	第四種風致地区
高さ		8m以下	10m以下	15m以下
建ぺい率		20%以下	40%以下	40%以下
壁面後退距離	道路側	3m以上	1.5m以上	1.5m以上
	道路以外	2m以上	1m以上	1m以上

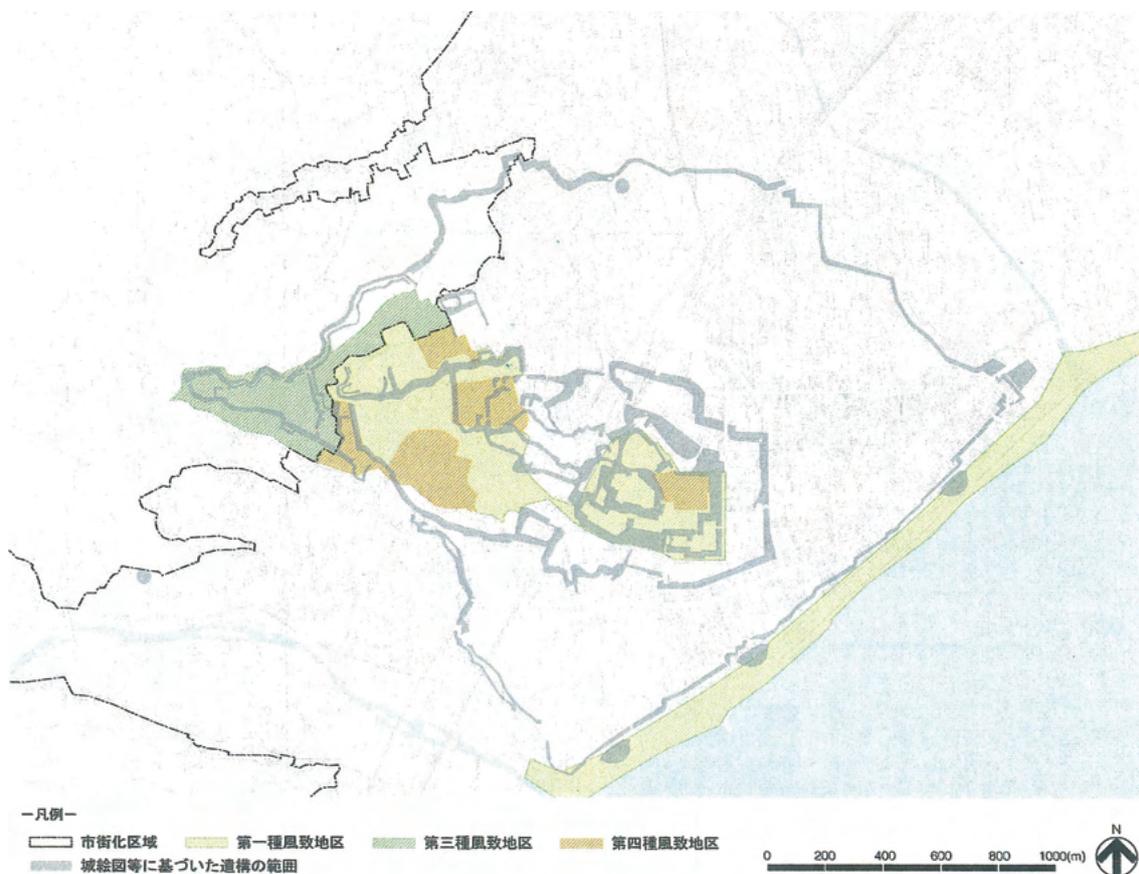


図 2-21 風致地区図 (小田原市教育委員会 2010 を改変)

⑤ 高度地区

小田原都市計画「高度地区」では、小田原城跡の範囲は、城域西端部(総構小峯御鐘ノ台西端曲輪～桜ノ馬場付近)などを除き第1種～第5種高度地区に該当している。

また、第4種高度地区のうち、お堀端通り(市道0003)東側については、景観面から別表(表2-9)に示すような規制が設定されている。加えて、平成18年10月1日に「小田原城天守閣の標高を基準とした建築物の高さ制限の導入」が施行され、天守閣の高さを基準とした建築物の高さ制限が実施されている。なお、制限は更新されることがある。

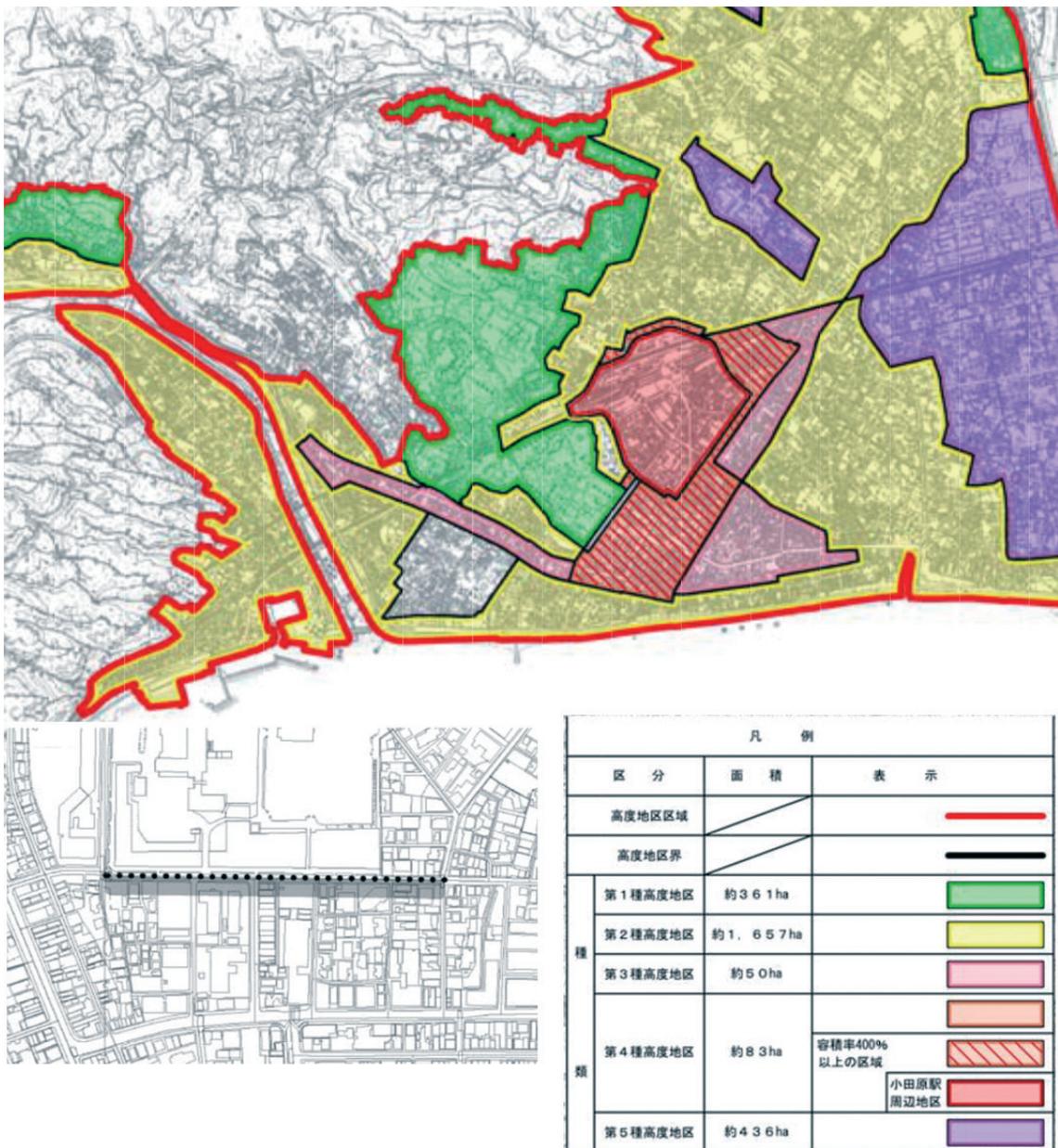


図 2-22 小田原城跡周辺都市計画高度地区図（「小田原都市計画高度地区」を改変）

第2章 史跡小田原城跡の概要

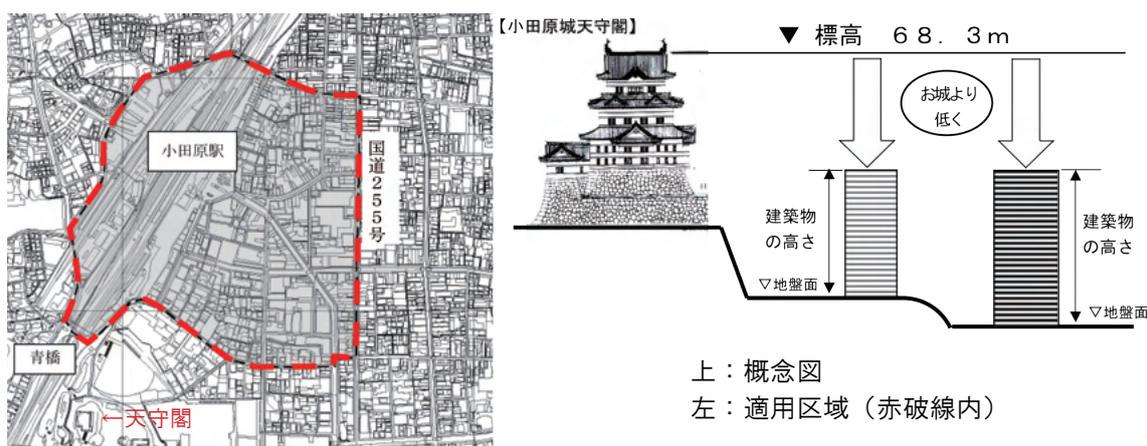


図 2-23 小田原城天守閣を標準とした建築高さ制限
 (「小田原城天守閣の標高を基準とした建築物の高さ制限の導入」を改変)

表 2-6 小田原城跡周辺都市計画高度地区分類 (「小田原都市計画高度地区」より)

種類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
第1種高度地区	約 361ha	(1) 建築物の高さ(地盤面からの高さによる。第4種高度地区のただし書部分を除き、以下同じ。)の最高限度は、12メートルとする。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。	
第2種高度地区	約 1,643ha	建築物の高さの最高限度は、15メートルとする。	
第3種高度地区	約 50ha	建築物の高さの最高限度は、20メートルとする。	
第4種高度地区	約 83ha	建築物の高さの最高限度は、31メートルとする。ただし、計画図表示(本町一丁目周辺地区)の区域内の建築物の各部分の高さ(前面道路(市道0003に限る。以下同じ。)の路面の中心からの高さによる。)は、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に15メートルを加えたもの以下とする。	
第5種高度地区	約 425ha	建築物の高さの最高限度は、31メートルとする。ただし、特定工業系用途建築物(建築物の高さの15メートルを超える部分が工場、事務所、倉庫その他これらに類するものとして市長が認めた建築物をいう。以下同じ。)以外の建築物の高さの最高限度は、15メートルとする。	
合計	約 2,562ha		

⑥ 建築物等の高さ制限

第一種低層住居専用地域(店舗等、事務所等、施設・風俗施設、工場・倉庫等が建てられない等の地域)では、建物の用途の制限に加え、10mまでの絶対高さ制限が設けられている。

また、城域西端部(総構小峯御鐘ノ台西端～桜ノ馬場付近)などの市街化調整区域では、都市計画法第29条により、最高高さを10mと定め、加えて風致地区の制限が組み合わされることで、小田原城跡周辺の建築物の高さは下図のとおりとなっている。なお、制限は更新されることがある。

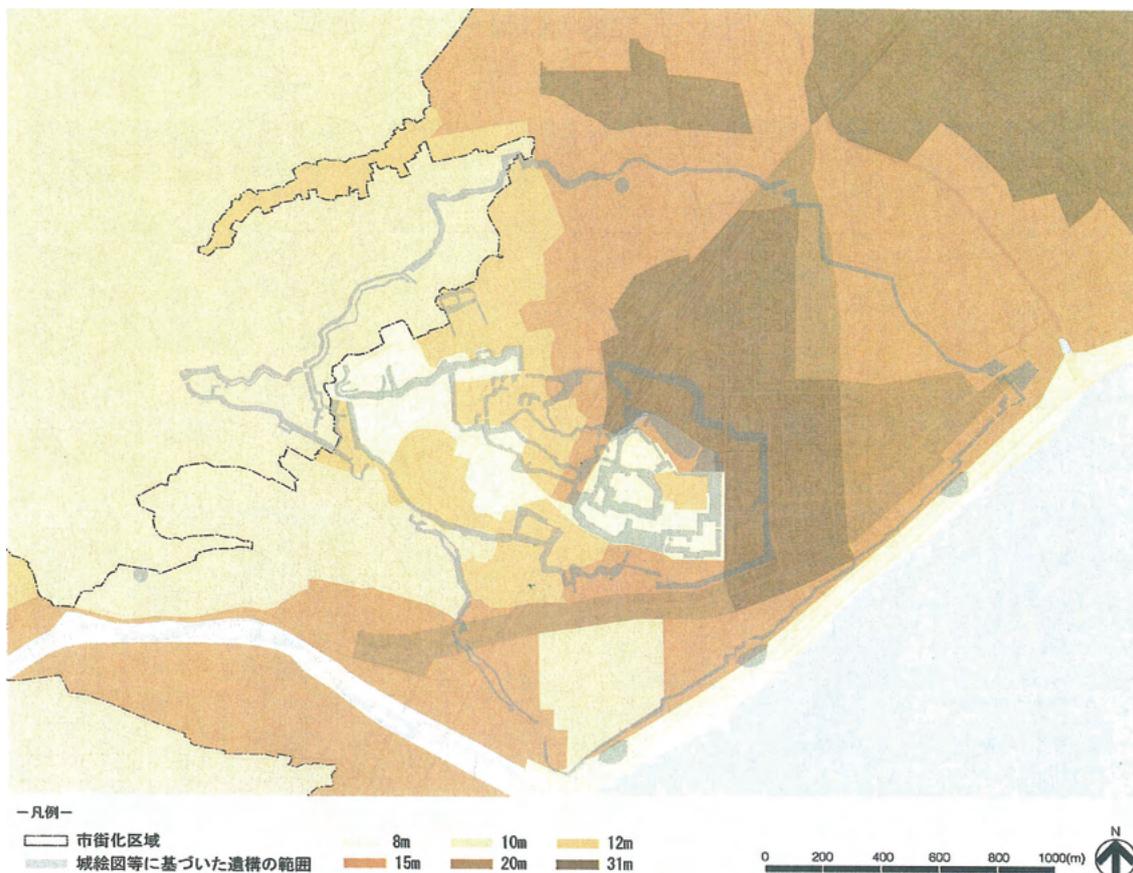
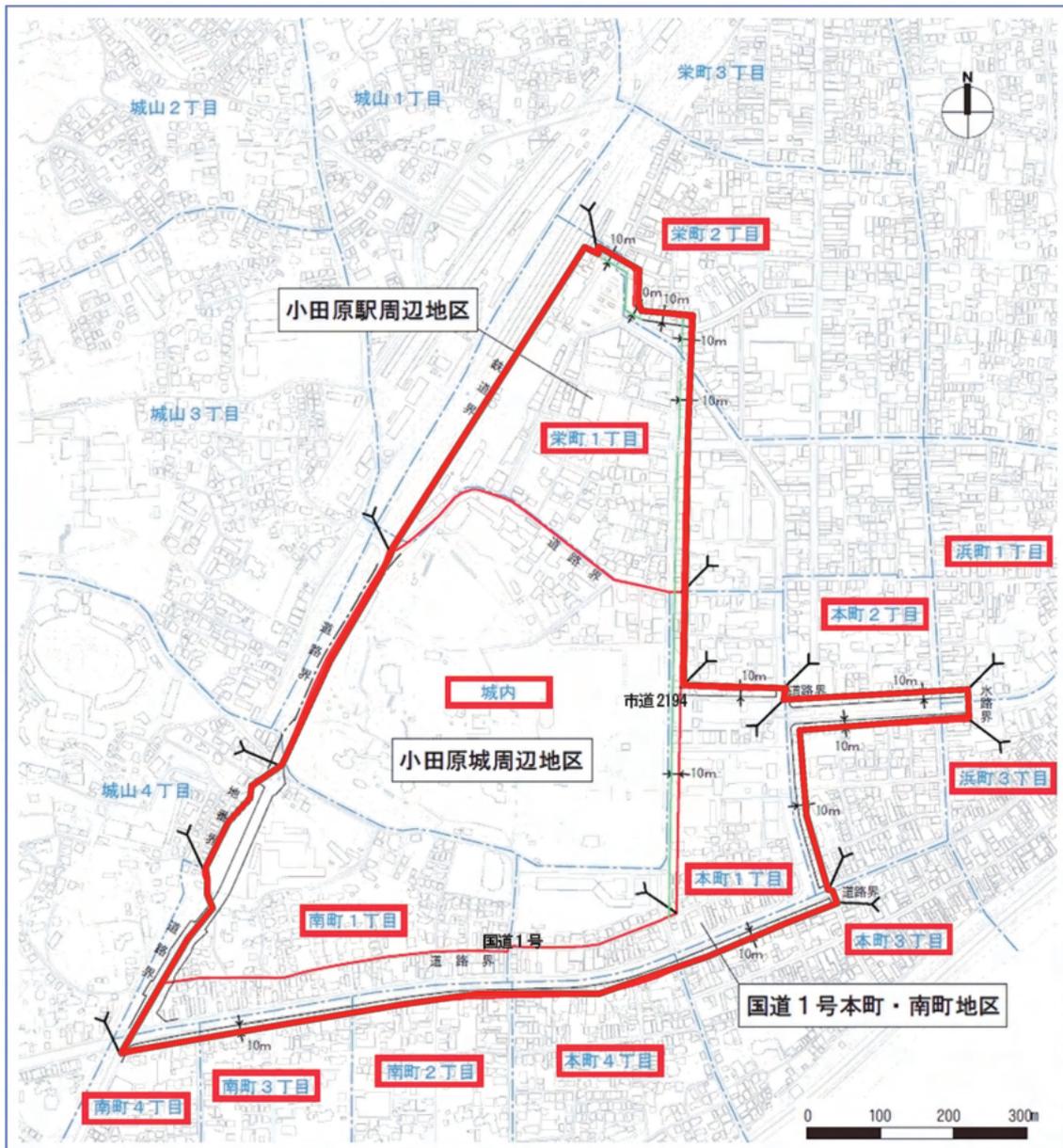


図 2-24 高さ制限総括図 (小田原市教育委員会 2010 を改変)

⑦ 景観計画

小田原城址公園(本丸・二の丸地区)を中心とする「小田原城周辺地区」などが、景観計画の中で重点区域として位置付けられている。史跡小田原城跡や総構に囲まれる地域では、「小田原城周辺地区」「小田原駅周辺地区」「国道1号本町・南町地区」がこれにあたり、この区域内での建築物や工作物の建築等には、あらかじめ景観法と「小田原市景観条例」に基づく小田原市への届け出が必要になっている。なお、計画の内容は更新されることがある。

第2章 史跡小田原城跡の概要



- (備考)
- 1 建築物又は工作物の敷地が図に示す基準線又は国道1号、市道2194に接し、かつ、景観計画重点区域の内外にわたる場合においては、当該敷地にある建築物又は工作物はすべて景観計画重点区域内にあるものとみなす。
 - 2 建築物又は工作物が景観計画重点区域の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて景観計画重点区域内にあるものとみなす。
 - 3 建築物又は工作物の敷地が図に示す基準線に接し、かつ、小田原城周辺地区及び国道1号本町・南町地区の双方にわたる場合においては、当該敷地にある建築物又は工作物はすべて小田原城周辺地区内にあるものとみなす。
 - 4 建築物又は工作物が、小田原城周辺地区及び国道1号本町・南町地区の双方にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて小田原城周辺地区内にあるものとみなす。

図2-25 小田原市景観計画重点区域図 小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道1号本町・南町地区

⑧ 道路状況・鉄道状況

小田原城跡では、小田原城址公園(本丸・二の丸地区)の周辺の平野部(低地部)、つまりかつての城下町・宿場町が、現在も中心市街地となっている。その関係で、平野部を中心に国道1号をはじめとする道路網が網目のように張り巡らされている。

史跡の保存に関わる事項としては、小峯御鐘ノ台大堀切東堀の南端付近で堀部分が市道となっていること、同様に総構北部の城源寺地区^{じょうげんじ}で、堀跡部分が「主要地方道小田原・山北線」^{やまきた}となっていること、屏風岩西隣曲輪^{せいりん}では「主要地方道小田原停車場線」^{ていしやじょうせん}が西縁を通過し、その南端部では「城山トンネル」が地下を抜けている。さらに八幡山古郭藤原平では、市道0006と2336が史跡指定地になっている。

それ以外では、海岸沿いを走る「西湘バイパス」が幕末に築かれた台場をかすめて通過していることがあげられる。

また、鉄道については、小田原駅は、東海道新幹線(JR 東海)・東海道本線(JR 東日本)・小田急線・大雄山線・箱根登山線の線路が集まるターミナル駅となっている。



図 2-26 小田原城跡周辺道路網・鉄道網

第2章 史跡小田原城跡の概要

史跡の保存に関わる事項としては、東海道新幹線の「小峰トンネル」が八幡山古郭東曲輪北側から入り板橋口見附こうえんじの光円寺西脇を南側出口とし、その間は史跡指定地などの地下を通過することである。

また小田原城址公園と八幡山古郭の間の堀跡部分を、北北東～南南西に向け、東海道新幹線・東海道本線・箱根登山線が通過し、分断している。また、総構の北部でも南部でも、鉄道路線が総構を分断している状況である。

⑨ 観光施策・地域の活動

行政機関として小田原市が行う観光施策・商業施策のほか、小田原市観光協会やNPO法人小田原ガイド協会、各種民間団体が取り組む史跡や遺跡、その他の文化遺産を利用した「まち歩き」ルートの設定などが行われている。また、平成28年(2016)5月の天守閣耐震化以後、「次の天守閣」のあり方を検討する認定NPO法人の活動などがある。

また、小田原市では、『おだわら TRY プラン 後期基本計画』（小田原市2017）の中で、歴史観光の拠点としての小田原城跡の位置付けが検討されている。このほか、三の丸低地部大手門跡付近の「三の丸地区の整備構想」（小田原市企画部企画調整課2018）などを提示している。



図2-27 小田原城跡周辺の文化遺産・施設、散策コース（小田原市教育委員会2010を改変）